

第 5 回

水上村農業委員会総会

議事録

令和6年（2024年）5月13日  
水上村農業委員会

## 第5回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和6年（2024年）5月13日第5回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（11名）

席番号	氏名	席番号	氏名
1	藤田円香	7	山本広樹
2	松田一洋	8	愛甲純一
3	藤原珠美	9	椎葉仁吏
4	内田真治	10	川内ひと実
5	尾前重徳	11	五家一久
6	那須利八		

1. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

席番号	氏名
12	川原 隆治

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和6年5月13日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願いします。ご着席ください。  
それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。

(会長挨拶)

議長 では、ただ今から令和6年第5回農業委員会総会を開会いたします。

川原推進委員より欠席届が出ておりますのでご報告します  
議事録署名委員を指名します。

3番藤原委員、 4番内田委員にお願いします。

それではさっそく議事に入りたいと思います。

議案第12号農地利用集積計画について上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地利用集積計画について説明いたします。

2ページをご覧ください

番号1です。

借受人、貸付人は資料の通りです。

土地の所在は、湯山中覚井にある農地5筆です。地目は台帳  
及び現況とも田で、面積は合計4,997m<sup>2</sup>です。

場所については、5ページをご覧ください。旧湯山小学校の北東に位置いたします。2ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の新規設定で、契約期間は5年です。  
経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、10a当たり米60kgです。

続いて番号2です

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、岩野字上七代にある農地2筆です。地目は台帳及び現況とも田で、面積は合計738m<sup>2</sup>です。

場所については、6ページをご覧ください。里坊公民館の北北東に位置するものです。2ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の再設定で、契約期間は3年です。  
経営面積は表示のとおりとなります。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で玄米35kgです。

続いて番号3から番号6ですが、同一の借受人からの農地利用集積計画4件、場所については、7ページに広域図を添付しております。すべて、旧湯山小学校の南東側に位置します。詳細な配置図は、8ページをご覧ください。

2ページ目にお戻りください。まず番号3です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、湯山字上笠振にある農地3筆で、8ページ地図の赤枠部分になります。地目は台帳及び現況とも田で、面積は3,150m<sup>2</sup>です。

申請理由は、賃借権の再設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、10a 当たり米2袋です。

続いて番号4、3ページ目をご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、湯山字上笠振にある農地で、8ページ地図の青網掛け部分になります。地目は台帳及び現況とも田で、面積は1,516m<sup>2</sup>です。

申請理由は、賃借権の再設定で、契約期間は2年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米2袋です。

続いて番号5です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、湯山字上笠振にある農地2筆で、8ページ地図の緑網掛け部分になります。地目は台帳及び現況とも田で、面積は2,363m<sup>2</sup>です。

申請理由は、賃借権の再設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は現金で、全部で10,000円です。

続いて番号6です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、湯山字上笠振にある農地5筆で、8ページ地図の紫枠部分になります。地目は台帳及び現況とも田で、面積は4,207m<sup>2</sup>です。

申請理由は、賃借権の再設定で、契約期間は1年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は現金で、10a当たり 10,000 円です。

以上のとおりですが、

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件でございます、

①農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

②利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、

イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う事ができると認められること。

③対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること。

今読み上げました各要件をみたしているものでございます。

説明は以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、質問や意見はありませんか。

愛甲委員 今ありました 3 番から 6 番ですが、災害で水が通わないと聞いていましたが、その後、水が入るようになったのでしょうか。

議長 事務局は情報を聞いていますか。

事務局 そのあたりの情報は入っておりません。

椎葉委員	昨年、修繕申請されているが、今年の作付けには間に合わないと思います。
議長	今年の作付けに間に合わないならどうするのか。
尾前委員	牧草にするなら。
議長	白い三角形の所は災害で土砂が入っているのではないでしょうか。災害復旧はしているのでしょうか。
山本委員	また崩れました。
議長	飼料作物なら問題ないのでは。
事務局長	水利が発電所の排水からもらうとなっていますが、復旧のめどがまだ立ってないです。
議長	他に意見はありませんか。 (意見、異議なし) 異議がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
	全員賛成でございますので、議案第12号番号1から番号6については、計画のとおり意見決定します。
	続いて番号7ですが、この議案については●●委員が当事者となられておりますので、農業委員会等に関する法律第31

条に規定されている議事参与の制限により、当該事案の審議開始から審議終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(退室)

それでは改めて事務局よりお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

4ページをご覧ください。

番号7です。

こちらは、農地中間管理機構の事業でございます。

この事業は、熊本県農業公社を仲介して農地の賃借を行うもので

す。  
貸付人は公益財団法人熊本県農業公社、借受人は資料をご確認ください。

土地の所在は、岩野川久保にある農地です。地目は台帳及び現況とも田で、面積は997m<sup>2</sup>です。

位置につきましては、9ページをご覧ください。高瀬公民館の東に位置します。

4ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の再設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は現金で、10a当たり14,000円で、対価の合計として、13,958円です。

以上のとおりでありますが、

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件たしているものと思われます。説明は以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、何か異議、意見はありますか。

(意見、異議なし)

異議がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第7号については、計画のとおり意見決定します。

●●委員の入室・着席を許可します。

●●委員に申し上げます。議案第12号番号7については、適切であると決定したことを報告します。

ほかにご意見等はありませんか。

他にございませんか。なければ、提案した議案は以上のとおりでありますので、第5回農業委員会総会を閉会します。

( 13 時 43 分 )

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためここに証明する。

議 長 那須利八

署名委員 藤原珠美

署名委員 内田真治